○福岡県警察通信運用規程（概要）

（平成２２年福岡県警察本部訓令第２０号）

この訓令は、警察通信規則（昭和３０年国家公安委員会規則第７号）、警察無線通話要則（昭和４０年警察庁訓令第３号）警察電話要則（平成１４年警察庁訓令第１３号）その他別に定めがあるもののほか、福岡県警察における警察通信（以下「通信」という。）の正常かつ能率的な運営に関し必要な事項を定めるものとする。

主な内容として、

○　警察電話

○　模写電報

○　通信の実施要領

○　無線機等の運用管理

などの項目からなっている。